

# 役員及び評議員報酬等の規程

社会福祉法人 みどり福祉会  
みどり保育園

## 役員及び評議員報酬等の規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条に基づき役員及び評議員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
  - (2) 評議員報酬
  - (3) 費用弁償
- (会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、経理規程によるものとする。

(報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき5,500円を支給する。

2 監事が定款第18条に基づき監査を行ったとき及び評議員会に出席したときには、その出席1日につき5,500円を支給する。

3 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときには、その出席1日につき5,500円を支給する。

(報酬の支払)

第5条 報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が第4条に定める職務以外のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、「旅費規程」に準じて支給する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年 6月19日から施行する。